

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成24年5月29日付けで提起のあった、
市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき平成24年3月29日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

- 1 本件処分を取り消す。
- 2 本件審査請求のうち、保護を開始するとの裁決を求める部分を却下する。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、保護を開始するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

次に掲げる理由により、本件処分は違法または不当である。

- (1) 審査請求人の生活は真に急迫な状態であるのに、単に前回の保護廃止の理由が解消されていないことのみを理由として本件処分が行われたこと。
- (2) また、前回の保護廃止の理由は違法かつ不当なものであり、そのような理由が解消されていないことを理由として、本件処分が行われたこと。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成12年8月3日 審査請求人の保護が開始される。
- (2) 平成22年10月21日 処分庁は、審査請求人が次女名義の車を使用していることに対して法第27条の規定による文書指示を行う。
 - ・指導指示事項
 - 車の使用（運転）は直ちに止めること。
- (3) 平成22年11月1日 処分庁は、前記(2)の文書指示の催告を行う。
- (4) 平成22年11月9日 審査請求人が処分庁に来所し、妻は認知症である妻の通院、障害者施設に入所する次女の帰省のため車は必要との弁明を行う。

- (5) 平成22年11月22日 処分庁は、次女の入所する施設を訪問し必要な聞き取りを行うことにより、次女はタクシー利用により帰省可能であり、車の使用は認めないとの判断を行う。
- (6) 平成22年12月 1日 処分庁は、審査請求人に対し法第27条の規定による文書指示を行う。
- ・ 指導指示事項
 - ア 使用している自動車の保有、使用は認めない。よって、速やかに処分すること。
 - イ 家賃が保護基準以内への住居への引っ越しを検討すること。
- (7) 平成22年12月20日 処分庁は、前記(6)の文書指示の催告を行う。
- (8) 平成23年 4月26日 処分庁は、審査請求人から使用する自動車の廃車手続を行った旨が確認できる書類を受理する。
- (9) 平成23年 4月28日 処分庁は、審査請求人に対し法第27条の規定による文書指示を行う。
- ・ 指導指示事項
 - 保護基準額 (39,000円) 以内の賃貸住宅へ引越すること。
- (10) 平成23年 6月 3日 処分庁は、前記(9)の文書指示の催告を行う。
- (11) 平成23年 6月23日 審査請求人が処分庁に来所し、審査請求人が自動車を使用して帰宅するところを処分庁が現場確認する。その際、審査請求人は「会社の車である」と主張する。
- (12) 平成23年 6月23日 処分庁は、審査請求人の保護を廃止する。
- ・ 廃止理由
 - 指示事項の不履行により廃止します。
- (13) 平成24年 3月 1日 審査請求人は、処分庁に対し保護の申請を行う。
- (14) 平成24年 3月 6日 処分庁は、審査請求人の居宅を訪問したうえで初動調査を行い、次の2点を確認する。
- ・ 当該居宅の車庫に自動車が駐車されていることを確認。これに対して審査請求人は「自動車は会社の営業に使用するものであり、保護が決定されれば会社の名義に変更する。」と説明する。
 - ・ 前回保護受給時と同じ賃貸住宅に居住しており、これに対して審査請求人は「車庫と事務所部分の家賃は会社が負担し、居住部分のみ生活保護でまかさないたい。」と希望する。
- (15) 平成24年 3月29日 処分庁は、次の理由により本件処分を行う。
- ・ 却下の理由 (以下、「本件処分理由」という。)
 - 前回の保護廃止に至った理由が解消されていないため却下します。

2 判断

指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合について、「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平

成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 第Ⅱ-2-(3)は「保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えない。」と規定しており、処分庁は、前記認定事実(14)の初動調査において前回の保護廃止の理由が解消されていないことを確認し、そのうえで本件処分を行ったとしている。

これに対し審査請求人は、自らの生活は真に急迫な状態であること、また、前回保護廃止理由は違法かつ不当であり、そのような理由が解消されていないことをもってなされた本件処分は違法かつ不当であると主張していることから、この2点について検討する。

はじめに、法に規定する「急迫した状況」とは、「生存が危うくされるとか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に情況が切迫している場合。」とされている。

本件の保護申請時における審査請求人の収入等は詳細に確認できないが、審査請求人は「妻の生活保護費や次女の障害年金に頼りながら暮らしてきた」と説明していることから、相当の生活困窮状態にあると推測される。

しかしながら、審査請求人は前記認定事実(14)のとおり現在も自動車を使用していること、および保護基準額を超える家賃に居住しているとの事実を踏まえれば、審査請求人が真に急迫な状態であるとは認められない。

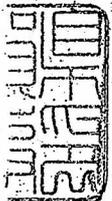
次に、本件処分の理由は「前回保護廃止に至った理由が解消されていないため」であることから、前回の保護廃止の理由およびその経過について、処分庁の提出した関係資料により確認すると、前記認定事実(8)において審査請求人の自動車の廃車が確認されたことにより、同(9)の指導指示においては、保護基準額内家賃の賃貸住宅への転居のみを指導指示しているが、同(11)において新たな自動車の使用を確認したことにより、同(12)の保護廃止に至ったことが認められる。

その一方で、当該保護廃止は、新たな自動車の使用に対する再度の法第27条の規定による指導指示および法第62条第4項に基づく弁明の機会を踏まえて行われた事実は確認できない。

したがって、前回の保護廃止の理由は、保護廃止決定通知書において「指示事項の不履行により廃止します。」と記載されているが、審査請求人からすれば、処分庁はいずれの指導指示事項についてどのような理由により不履行と判断したのかが明らかではなく、審査請求人は当該保護廃止の具体的な理由を知ることができなかったものと認められる。

このような経過を踏まえれば、本件処分の理由についても、「前回の保護廃止に至った理由」の具体的な内容が明らかでないことには変わりがなく、課長通知第Ⅱ-2-(3)にいう「保護廃止に至った理由」が正当に判断できないことから、本件の保護申請に対して同通知を適用することは適切ではなく、よって本件処分は不当であるといわざるを得ない。

なお、本件審査請求のうち、保護を開始することを求める部分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第5項は、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は裁決で原処分を変更できると定めているところ、本件審査請求における審査庁滋賀県知事は処分庁~~滋賀県~~市福祉事務所長の上級行政庁に当たらないことから、当該請求

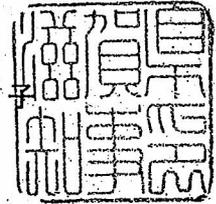


は不適法であって却下を免れない。

よって、本件審査請求のうち、本件処分を取消しを求める部分については、理由があり、その余の部分は不適法であることから、行政不服審査法第40条第1項および第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 24年 9月 18日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀子



教示

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、この裁決の取消しの訴えは、この裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この場合において、処分の違法を理由として取消しを求めることはできません。